

# 岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県自動車・同附属品製造業

## 最低賃金専門部会議事要旨

|   |                             |          |          |
|---|-----------------------------|----------|----------|
| 開催日時  | 令和4年10月14日（金） 13:30 ～ 17:15 |          |          |
| 出席状況  | 公益 3/3                      | 労働者側 3/3 | 使用者側 3/3 |
| ○ 主な審議事項  |                             |          |          |
| (1) 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について   |                             |          |          |
| ・事務局から資料の説明を行った。  |                             |          |          |
| ・事務局から他局の答申状況の報告を行った。   |                             |          |          |
| ・個別に公益委員と労働者側委員の協議、公益委員と使用者側委員の協議を行った。  |                             |          |          |
| 採決の結果、全会一致で最低賃金を21円引上げ時間額972円とすることを議決した。  |                             |          |          |
| 最低賃金審議会令第6条第5項適用し、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとして、即日答申となった。   |                             |          |          |
| (2) その他   |                             |          |          |
| 特になし。   |                             |          |          |
| ○ 主な意見の要旨   |                             |          |          |
| 使用者側  |                             |          |          |
| 今の自動車業界は日に日に厳しさが増してくる状況で、生産計画も見通しも立たず、厳しい環境である。今回は13円を提示したが、労働者側からは33円で13円ではかなりの隔たりがあるので、使用者側として最大限の努力として19円を求める。 |                             |          |          |